

中国の目指す新国家像としての 「社会主義和諧社会」

此本臣吾



CONTENTS

- I 「和諧社会」という名の国家戦略
- II 和諧社会建設の12の基本項目
- III 和諧社会の土台となる法治国家の建設
- IV 和諧社会建設と企業の対応

要約

- 1 中国は1979年からの約30年間の改革開放時代に区切りをつけ、社会主義市場経済に続く次なる国家像を模索している。「社会主義和諧社会」と名づけられたこの新国家像は、2004年ごろから議論が始まり、2007年秋の中国共産党第17回党大会で、胡錦涛第二期政権の中心政策として打ち出される予定である。
- 2 和とは「和睦」、諧とは「協調」である。和諧社会は、都市と農村、あるいは地域間の経済格差の是正だけを意味するものではない。民主的な法治国家の建設、社会の利害調整の仕組みや治安機構の再建、福利厚生サービス組織の再構築、文化や新たな価値観の確立など、この概念には、経済建設優先の陰で対策が後れていた社会の諸問題を包括的に解決していく意図が込められている。
- 3 とりわけ重要なのは農村部の立て直しである。農村建設に投入される資金は年間5兆円相当に及ぶ。農村での医療保険も2007年末には全国で導入される。また、出稼ぎ労働者への社会保障制度、戸籍制度の改正も段階的に行われる。
- 4 民主的法治国家建設という項目が含まれていることにも注目したい。現憲法が施行されてから25年が経過し、市場経済に対応した法制度は整備されてきているが、法の執行や司法制度そのものの確立にはまだ課題も多い。法治国家というからには、党と国家の分離という問題にも取り組む必要がある。
- 5 和諧社会という新たな国家像の実現に向けて、労働者権益の保護が強く打ち出され、また、農村や内陸・東北部への財政投入もより強化されるなど、在中国の日系企業の事業環境には大きな影響も出るだろう。

I 「和諧社会」という名の 国家戦略

1 不安定化する中国社会

中国では1979年以來の「改革開放政策」により、経済体制は計画経済から社会主義市場経済へ転換、その結果、経済建設という面では大きな成功を取めている。特に、2001年末のWTO（世界貿易機関）加盟前後を境とした経済成長のスピードは目覚ましい（図1）。

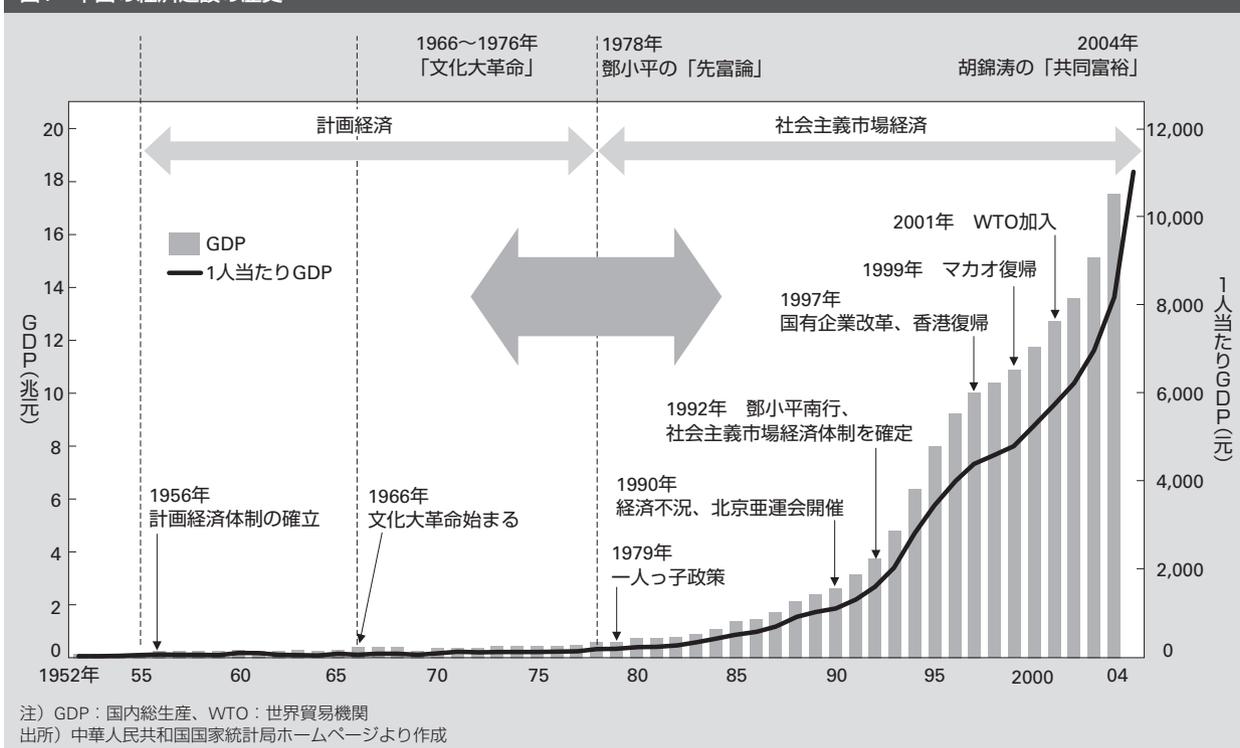
2006年の中国の1人当たりGDP（国内総生産）は2042ドルとなった。1人当たりGDPが1000ドルを超えたのは2003年であるが、1000ドルから2000ドルになるまでに3年しか要していない。ちなみに、アジア域内で見ると、1人当たりGDPが1000ドルから2000ドルに上昇するまでに、シンガポール、韓国、台湾、香港のいわゆるアジアNIES（Newly Industrializing Economies：新興工業経済地域）は8年から10年を要している。

1人当たりGDPが1000ドルを超えると富裕層での自家用車の取得に火がつき、2000ドルを超えると本格的なモータリゼーションが始まるといわれている。

中国の自動車販売台数は2006年で721万台に達し、すでに日本での販売台数（574万台）を上回っているが、実は、中国全土でのモータリゼーションはこれからが本番だといえるだろう。

一方で、1人当たりGDPが1000ドルから3000ドルまでのレベルにある場合（日本の場合は1966年から1973年）、往々にして社会的な緊張状態が生まれるといわれている。経済の発展によって人々の生活向上に対する経済的、社会的な願望が強くなる。その強まるスピードが経済の発展スピードを超えてしまうことで、相対的に被取奪感、すなわち、自らの努力に見合う見返りが得られず、その努力

図1 中国の経済建設の歴史



を搾取している階層が存在しているのではないかと疑念が生まれる。

また、今の中国では、社会の仕組みや制度が経済の発展スピードに追いつかず、都市と農村の経済格差、社会保障や医療、住環境などの福利厚生制度の未整備、治安問題や環境問題など、人々の身近に多くの社会的な矛盾が噴出している。

「人力車」にたとえたこんな話がある。大都市の中間所得以上の人々にとっての人力車は、何かを運ぶときにだけ使う単なる道具にすぎない。しかし、同じ大都市の底辺で働く人々にとって、人力車の存在はそれ自体が生活の糧を稼ぐための大切な道具であり、それを失うことは死活問題となる。同じ人力車でも、「単なる道具か、生きるすべか」ほどの違いがある。

経済的な格差はそれほど大きく、このような格差が犯罪、エイズ、売春などの多くの社会問題を生み出している。

また、法制度には不完全な部分があり、指導的立場にある幹部の一部は道徳的規範を失い、汚職が日常化しており、経済建設優先の陰で、健全な社会の建設は危機的な状況にある。

このように、現在の中国は、経済の発展過程において、どの国も経験する不安定なステージに入っている。

2 和諧社会建設の建議

2002年の中国共産党第16回全国代表大会（以下、党大会）で、経済の発展と同時に社会の調和も必要であることが報告された。また、2004年の中国共産党第16期中央委員会第4回全体会議（第16期4中全会）で初めて、

共産党の執行能力を高めるべき項目の一つとして「和谐社会」の建設という言葉が提起された。

2006年10月の第16期6中全会では、社会主義和諧社会建設を中心に討議がなされ、「社会主義和諧社会建設に関する若干の重大問題に関する中国共産党中央の決定」が採択され、2007年秋に開催予定の中国共産党第17回党大会での最重要方針とすることが、共産党中央の機関決定とされた。

「和」とは和睦、心を合わせて助け合うことを意味し、「諧」とは協調、衝突がないことを意味する。すなわち、さまざまに生じている社会的矛盾への取り組みとして、和谐社会の建設は、2004年以来、国家戦略の根幹として位置づけられたのである。

3 ポスト経済建設優先の国家戦略

2005年2月、胡錦涛国家主席は地方政府の幹部の討論会における講和において、社会主義和諧社会とは「民主法治が実現され、公平正義な、誠心友愛にあふれ、活力に満ち、秩序があり安定し、人と自然が互いに調和されている社会」であると述べた。これら6つの視点を見れば、和谐社会が単純に経済格差を是正することのみを意味したものではないことがわかる。

和谐社会というと、日本では、都市や農村、あるいは、都市生活者と出稼ぎ農民との貧富の格差といった、経済的な格差そのものという意味で取り上げられることが多い。しかし、実は、胡錦涛政権が掲げる和谐社会には、もっと広範で包括的な国家の有り様そのものに関する考察が含まれている。

たとえば1989年の第二次天安門事件以降、

共産党内部での政治体制についての議論はタブー視されてきたが、社会主義和諧社会を目指す民主法治という概念には政治体制についての考察を含めようとしている。

社会秩序も同様である。国有企業全盛の時代は、所属する企業や組織が社会生活の管理を行う一方で、「ゆりかごから墓場まで」、つまり何から何まで社会サービスとして提供してくれていた。

しかし、市場経済化の過程で、国有企業の改革が進み、今やそのような仕組みは崩壊し、一方でその機能を代替する仕組みができていないわけでもない。また、社会主義和諧社会とは、人と自然の調和というまでもなく、深刻化する自然環境問題への対処をも意味するものである。

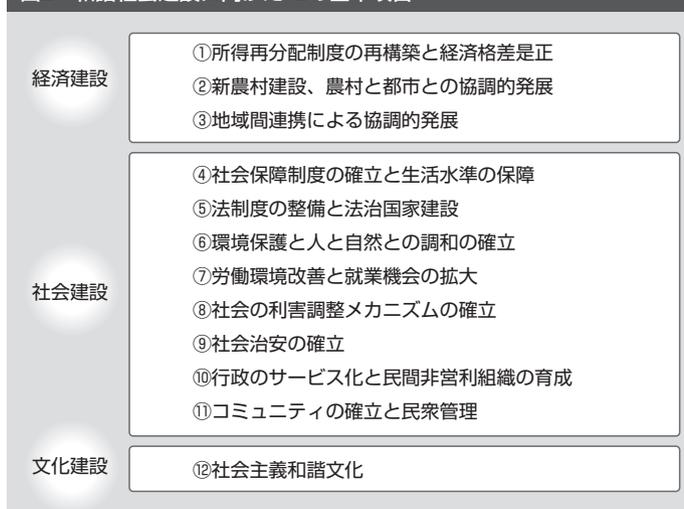
1949年の中華人民共和国建国からの30年を計画経済・イデオロギー全盛の時代とすれば、79年から現在に至る約30年は、市場経済・改革開放の時代であった。

今、中国は、これから先の国家戦略の新たな枠組みを模索している。経済建設優先の次の時代に中国が目指すべき国家像の総称が、社会主義和諧社会建設という言葉であり、そこには、2010年代に向けて中国がどのような道を進もうとしているのかが表現されている。

II 和諧社会建設の12の基本項目

現政権が目指す社会主義和諧社会建設のために必要な国家戦略については、いまだに明確な全体像は発表されていない。広範な分野にまたがる問題であるために、中国共産党内部での統一見解として機関決定がなされるに

図2 和諧社会建設に向けた12の基本項目



は、まだ相当な時間を要すると思われる。

この国家戦略とはいかなるものか。野村総合研究所（NRI）は、「野村総合研究所・清華大学人文社会科学学院中国研究センター」の李強センター長（兼・清華大学人文社会科学学院院长）と共同研究を行ってきた。本稿はその共同研究に基づいて、これからの社会主義和諧社会の展望を試みたものである。

胡錦涛国家主席は、和諧社会を実現するうえでの戦略を「経済建設」「社会建設」「文化建設」の3つの観点から語ることが多い。

筆者らは、和諧社会のフレームワークについて、

- 経済建設では3つの基本項目（図2①～③）
 - 社会建設では8つの基本項目（図2④～⑪）
 - 文化建設では1つの基本項目（図2⑫）
- の計12の基本項目に構造化した。

以下に各項目の概要を述べるが、⑤の「法制度の整備と法治国家建設」の項目については、概説されることがまれであるため、1つ

の章（第Ⅲ章）として独立して取り上げて詳述したい。

1 所得再分配システムの再構築

昨今、中国では所得格差が大きな社会問題として取り上げられることが多いが、改革開放当時は、むしろ、所得格差の拡大を黙認することが、経済の効率を高めるためには重要な措置となっていた。

富める能力のある地域や階層が、その能力を發揮することを認め、先に能力のある地域や階層が富み、そこから徐々にそれ以外の地域や階層に富が拡散していき、最終的には富が全体に行き渡ることを企図したのである（先富論）。

しかし現実には、富は特定の地域、特定の都市部の特定の社会階層に集中する傾向が年々強まっており、農村と都市、あるいは都市内においても、所得格差は縮まるどころか拡大する勢いが止まらない（図3）。

貧富の格差を測るのに国際的に用いられる比較方法に、ジニ係数（所得分布を示すローレンツ曲線に基づいて、所得分配の平等性を測る指標）がある。1981年の中国のジニ係数

は0.28であったが、それが2002年には0.46にまで拡大している。

一般にジニ係数が0.4を超えると社会不安が起こり、0.5を超えると慢性的な暴動の発生の危険があるといわれる。ジニ係数の数値があまりにも悪化したため、2002年以降、国家統計局はジニ係数を発表しなくなっている。

国家發展改革委員会（発改委）の「中国居民收入分配年度報告（2006年）」によれば、都市部の上位1割の富裕層と下位1割の貧困層との所得格差は、1990年から2000年までの10年間に、3.2倍から4.6倍まで拡大している。さらに、2000年から2005年までの5年間では4.6倍から9.2倍へと拡大スピードが著しく加速している。2005年に中国社会科学院が実施した別の調査によると、上位2割の富裕層が中国全体の金融資産の7割近くを保有しているとの結果も出ている。

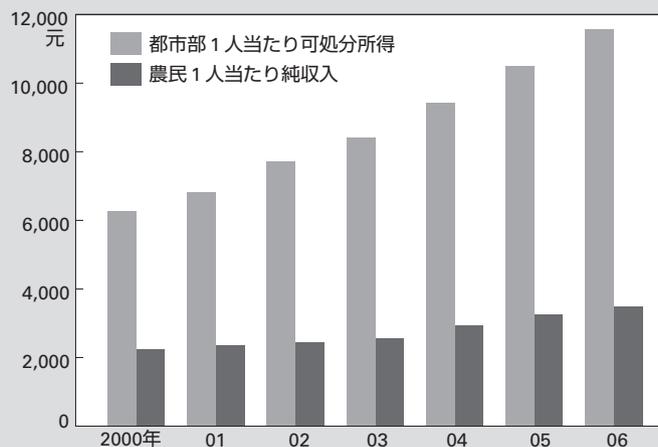
このように各所で広がる所得格差に対して、所得の再分配（税を通じた所得の二次的分配と低所得者への保障制度）についての議論が活発になっている。今後は、以下のような論点を中心に、政策の検討が進むであろう。

（1）就労機会の創出

2006年からの「第11次5カ年計画（以下、11次5計）」は、産業構造の調整、特に雇用吸収力のある第三次産業の發展を重要目標に掲げている。現在、中国の第三次産業の就労者の比率は3割にも満たない。流通、小売、金融、情報などのサービス業は初歩的段階にあり、これらの産業の育成による就労機会の創出への期待は大きい。

また、就労機会はあっても能力が伴わずに失業状態にある労働者への職業訓練、就労情

図3 都市と農村の所得格差



出所) 中国国家統計局編「中国統計年鑑」中国統計出版社

報の提供などの行政サービスも必要となる。都市部への出稼ぎ農民（以下、農民工）、レイオフ（一時解雇）された労働者の再就労を支援する新たな仕組みが必要である。

（２）個人所得の公平分配に向けた税制度

個人所得税の課税基準について、さらに高所得者の累進税率を高める。あるいは相続税や贈与税、固定資産税の新設を進める一方で、農民の税負担を軽減する措置を今後も継続すべきである。

（３）賃金差別の是正

農民工、臨時工のような非正規雇用者に対する賃金差別の問題も深刻となっている。横行する賃金不払いへの罰則を強化したり、あるいは最近、広州で一部の外資の外食産業のアルバイト店員に対して賃金改定勧告が行われたりしたように、最低賃金以下で雇用する事業者への行政指導が強化されている。

2008年1月1日から施行される労働契約法（2007年6月29日全国人民代表大会〈以下、全人代〉常務委員会通過）では、

- ①派遣社員も、契約を2回締結すれば終身雇用の権利が得られる。
- ②給与不払い・遅延の際には強制執行を要求できる。
- ③労働組合の権利が強化される。

——など、労働者の権益保護が強く打ち出されている。

（４）低所得者へのセーフティネット

農民や都市住民とは異なり、都市に戸籍を持たない都市内の農民工は、農村戸籍のままなので、これまで社会保障を受けることがで

きなかった。

かつては、農村から都市への戸籍の移動は公安部が厳格に管理をしていたが、公安部は一部の地域（江蘇省、浙江省など）で農民工の都市戸籍の取得を緩和する措置を実施し始めている。たとえば、江蘇省の都市住民は世帯月収が700元以下であれば生活保護が受けられるが、農村からの移住者も、都市戸籍が取得できればこの制度の適用を受けられることになる。

また、養老保険（年金保険制度）、医療保険制度の普及も急がれている。2003年の「第3次国家衛生調査」によれば、何らかの医療保険に加入している人は、都市部で55%、農村部では20%にすぎなかった。治療費用は上昇し続けており、農村部では人口の3分の1が病気によって貧困に陥る、あるいは、病気のために貧困から抜け出せない状態となっている。

（５）企業内の所得分配の適正化

企業の賃金分配に対する管理と指導を強化し、適正な労働者の賃金水準（実質的には賃金アップ）を奨励することについても、政府内で議論が進んでいる。

1990年代半ばごろまでの国有企業時代は、企業の経営者から労働者まで賃金の格差はほとんどなかった。これが1990年代後半からの国有企業改革以降になると、株式を取得した経営者が高額な資産を持つ、あるいは自らの決裁（お手盛り）で高額給与や住宅などの高額な福利厚生オプションを得るなどの不適切な賃金制度が横行し、これは現在でも続いている。

今後は、国有企業の経営幹部の賃金総額を

抑制する制度や、経営幹部と職員との合理的な所得配分比率に対する指導が強化されるであろう。

2 新農村建設と都市との協調的な発展

発改委の前出の報告によれば、農村と都市との平均所得の格差は3倍以上となっている。発改委は1人当たりGDPが1700ドルの国において、農村と都市との格差がこれだけ大きい国はほかに例がないと指摘している。

また、都市住民の実質所得伸び率は農村住民のそれを一貫して上回っており、1997年以降、農村住民の伸び率はむしろ下降が続いている（1997年の9%から、2003年は6%へ）。一方、都市住民の実質所得の伸び率は7%前後で安定しており、農村と都市との所得格差は縮まるどころか、さらに拡大スピードが加速しているのである。

さらに、農村問題は、耕地面積の減少による生態系の変化が水資源の枯渇を深刻化させているなど、経済格差以外の要素も含んでいる。たとえば、中国の人口1人当たりの耕地面積は0.1haで世界の平均の半分以下であり、都市化の進展でその耕地面積は著しいスピードで減少している。

農村労働人口は4億9000万人といわれているが、このうち、地元の郷鎮企業（郷〈村〉営、鎮〈町〉営の集団所有制の企業）や都市への出稼ぎ就労という形で農業以外に従事している者が1億8000万人おり、実際に農業に従事している人口は3億1000万人前後である。

しかし、現在の耕地面積からすると、必要な労働力は1億7000万人にすぎず、差し引き

1億4000万人が余剰労働力となっている。政府は一人っ子政策を継続しているが、当面は生産適齢人口が増加していくため、農村では絶えず大量の失業問題を抱え続けることになる。

加えて、最近では農地の財産権をめぐる問題も頻発している。農民の土地財産に関する法的保護が不十分であるために、土地の強制収用の乱用などで、全国で少なくとも5000万人近い農民が土地を失ったといわれている。土地を失えば都市に移り住むしかないが、戸籍の移動に関する管理条例の存在で、都市においても差別的な待遇に甘んじるしかない。

教育においても、農村での15歳以上の非識字率は8.3%と、都市部より4%近く高くなっている。中学校程度以上の学力を持つ者の比率も、農村では39.1%、都市では65.4%となっており、教育水準の後れも深刻である。

以上のように農村を取り巻く環境はきわめて厳しい。政府も以前から、農村問題には絶えず関心を払ってきたが、2006年に「社会主義新農村建設推進に関する中国共産党中央と國務院の若干の意見」と題された通達を発し、以下のような農村問題への包括的な対処を打ち出すことになった。

(1) 農村の産業基盤整備への特別財政支出

11次5計では、中央と地方政府の財政支出における農業支援額の増額が述べられており、2006年予算を見ると、中央政府の農業支援資金の総額は3397億元（約5兆円）、前年比で422億元の増額、12.4%の伸びとなっている。今後はさらに伸び率が高まるであろう。これらの資金のうち、農村のインフラ整備（通称「六小工程」、渇水に備える灌漑設

備、人や家畜の飲料水設備、メタンガス設備、発電設備、道路建設など）に総額の12%が充当される。

(2) 農村の近代化の推進と人材の育成

機械化を進め、生産性を向上させ、品質基準を高めて輸出用農産品を拡大する。また、日本の「村おこし運動」、韓国の「新農村運動」にならい、園芸や観光、養殖などの特色のある産業を興す——こうした農村改革を担う人材を育成するために、西部地域の農村では、2006年から義務教育（小、中学校）の学費免除を開始し、5000万人の児童が恩恵を受けられるようになった。この措置は、西部地域だけでなく、2007年からは全国の農村に段階的に適用範囲が拡大され、5年以内にすべての農村の義務教育費用の免除が達成される。

これらの改革に必要な予算は、総額で2182億元（約3兆3000億円）に達する。義務教育以外にも、農村労働力の職業訓練教育（通称「陽光工程」）、科学技術訓練教育など、農村振興に必要な管理能力、技術能力を持つ人材の育成が計画されている。

(3) 農民工の都市移住の促進

農民工に対する戸籍管理制度は今後段階的に廃止し、また、求職や採用時の差別がなくなるように労働法で権利保障を明確化する方針が固まっている。同時に、労働面以外の社会保障でも都市住民との差別をなくし、都市への定住を促進する。

戸籍管理制度については、まずは一定以上の規模の都市の農民工のなかで、合法的な定住所を持ち、安定した職業に就いている（生

活安定の裏づけがある）場合は、都市の常住戸籍を与えるものとする。

農村や都市の住民であれば、それぞれに対応した厚生福祉サービスが受けられるが、農民の戸籍で都市に居住すると何のセーフティネットも施されない。この問題は何としても解決しなければならない。農民工の合法的な権利を保障するなかでも、特に最低賃金の保障を厳格に執行し、賃金の不当な抑制や不払い問題への取り締まりを強化する。

また、都市で生活する農民工の子女に義務教育を受けさせ、農村戸籍の子女が都市部の学校に通学する際に徴収する特別費用（借読費）を廃止するなど、農民工の子女と都市部の子女との就学に際する条件を平等化することが検討されている。

(4) 農村での社会保障制度の確立

2003年から、農村での医療保険制度が試験的に導入され、2006年9月時点では全国の5割を超える県（市、区）において農村医療保険制度が導入されている。この制度の適用を受ける農民は4億人を超え、農民全体の8割をカバーするようになっている。この医療保険制度は、2007年末には全国の8割以上の県で導入され、2008年には中国全土での導入を目指している。

これにより、「病気にかかると貧困から抜け出せない」という問題の緩和が期待される。また、養老保険と最低生活保障の充実も進められている。

3 地域間の協調的な連携による経済発展

1978年以来の改革開放政策は、沿岸地域の

開発を優先してきた。その結果、沿岸地域と、中西部や東北部との経済格差は、現在でも毎年拡大している。東北部の代表的な省である遼寧省は、かつて上海、北京、天津に次ぐ経済力を有していたが、現在では、広東、浙江、江蘇、福建にも抜かれている。

すでに、西部大開発（2000年3月の全人代で正式決定）、東北振興政策（2003年9月に国務院で採択）が進められ、西部大開発では「五縦七横（5本の南北幹線と7本の東西幹線道路網の整備）」「西電東送（西部地域での発電基地建設と東部地域への送電）」などのプロジェクトが継続中である。

東北振興政策では、技術開発のための資金提供など、国有企業改革を支援するための東北振興銀行の設立が、2006年に正式決定された。西部地域に投資を行う企業に対しては、2010年まで法人税を15%に減免、西部地域に進出する外資系企業には、投資許可分野の拡大などの優遇措置が適用されるようになっている。

4 社会保障制度の確立と 生活水準の保障

中国では改革開放政策のプロセスで、国あるいは国有企業が、先のたとえのように「ゆりかごから墓場まで」面倒を見るという従来型の社会保障の仕組みが崩壊し、新しい市場経済化の時代に即した社会保障制度の確立が必要となっている。

しかしながら、現状の社会保障制度はきわめて未成熟なものである。たとえば、養老保険や労働者の基本生活保障は労働社会保障部が、医療保険は衛生部が、また、最低生活保障は民生部が、老人への生活保護は人口・計

画生育委員会が管轄するなど、数多くの省庁が錯綜して制度を運用しているため、保障の対象認定や保障の実施に著しい混乱が見られている。各種の社会保障の法制化も未整備であり、所轄官庁の担当者レベルでの制度の乱用、財源の運用や支出の管理の不適正（支払いの遅延）も多く見られる。

さらに、前述のように都市に対して手厚く、農村はカバーされていないなどの差別的な面も解決できていない。統制が取れ、執行が保証される運用となるまでには、相当な時間がかかるであろう。

これらすべての問題を一気に解決するのは難しいが、社会保障制度の整備に向けては、たとえば、以下のような方針が指摘されている。

第1は、福祉のレベル向上よりも範囲の拡大を重視すべきということである。社会保障に対する人々の欲求は絶えず拡大が続けるが、一方で、社会保障に必要な財政収入は、そのときどきの経済状況などに応じて変動が起りうる。すなわち、財政収入に裏づけされた福祉のレベルを慎重に見極める必要があり、むしろ、その適用される範囲が、まずは社会の隅々に広げられることを優先すべきである。

第2は、養老保険制度を優先的に確立すべきということである。高齢化が加速することで、在職者に対する退職者の比率が高まっている。また、一人っ子政策により老齢世帯を支える若年家族の人手も不足し始めている。現在の養老保険は従業者全体の15%しかカバーできていない。2005年末の60歳以上の人口1億4400万人のうち、6割を農村が占めており、若年層が出稼ぎに出ってしまう農村の高齢

化は、都市以上に深刻である。農村の高齢者のうち、養老保険制度で生活が保障されているのは、わずか1割程度である。

2007年の政府工作報告において温家宝國務院総理は、「農村の最低生活保障制度を全国レベルで整備する」ことを最重視する指示を発している。具体的には、農村の養老保険は個人の納付金を主とするという従来の方針から、政府や団体が共同で資金を調達する対策を講じること、また、納付金の原資になる農地の所有と経営に対する権利保護を明確にすること、不当な価格での土地収用（こうなると農民は社会保障のための資金を捻出できない）を厳格に監視すること——などを打ち出した。

このほかにも、企業の社会的責任への意識を高め慈善事業を奨励、そのための法改正を行うこと、いわゆる「社区」と呼ばれる地域コミュニティ組織を強化し、地域単位での社会保障の執行力を高めること、などが方針として掲げられている。

5 人と自然との調和を実現する 環境保護

中国は、工業粉塵、煙塵排出がともに世界トップであり、大気汚染が深刻化している。水質汚染も深刻で、工業廃水量は年率10%以上で増加、都市生活污水も年率8%増（いずれも2005年）となっていて、水質環境をモニタリングしている全国745カ所のうち28%が、飲料用として問題がある水準と判定されている。

このような大気、水質の環境汚染以外にも、土地の砂漠化、土壌流失、生物の生態系破壊の問題も深刻化している。中国はすでに

国土の4分の1が砂漠化しているが、さらに毎年新たに2460平方キロ（神奈川県に相当）が砂漠化している。毎年流失する土壌も50億トンに達し、この流失土壌に含まれる養分は、中国で年間に使用される化学肥料の量に相当するといわれている。

環境対策には一刻の猶予もない。11次5計においては、環境保護基本法の制定、環境損害賠償法、有毒有害化学物質抑制法、畜禽養殖汚染防止法、電子廃棄物汚染防止法など、環境対策に必要な一連の法整備を一気呵成に進めることが予定されている。

こうした法体系の整備に加えて、2010年には、環境保護に関連して、GDP比で1.5%、総額1兆4000億元（20兆円以上）の投資が行われる。これだけの財源を確保する一つの手段として、環境税の導入が予定されている。GDPから環境汚染への悪影響などを金額換算して差し引いた、いわゆる「グリーンGDP」についても、2006年から環境保護総局が試算結果の発表を始めている。

その「中国グリーン国民経済勘定研究報告2004」によれば、2004年の環境汚染による経済損失は総額5118億元（約7兆7000億円）で、そのうち6割弱が水質汚染、4割が大気汚染となっている。

この報告によれば、環境損失額はGDPの3%に相当し、対策をすべて実施するには約1兆元、GDPの6.8%の投資が必要となっている。この分析が正しければ、11次5計で2010年に想定している環境対策費では不十分であり、今後は、政府部門だけではなく、企業部門による環境対策への投資を促すために、エネルギー多消費産業に対しては、何らかの徴税を考える、環境対応に優れる企業へ

の投資助成を制度化するなど、企業や産業の自主的な環境対策を強く促す必要がある。

また、11次5計では、グリーンGDPの計測精度の向上とともに、これらの環境水準対策への取り組みを政治実績として評価するための体系も導入するとされており、今後は、地方政府の指導者や幹部職員の環境対応型の政治実績評価システムがつくられることになる。

6 労働環境の改善と就業機会の拡大

2007年2月の全人代常務委員会第26回会議において、労働社会保障部の田成平部長（大臣に相当）は、2010年までの11次5計の期間中に深刻な就労問題が起こることを指摘している。

第1は、労働力過剰の問題である。2010年の労働力は8億3000万人とされ、そのうち、これから2010年までに都市では5000万人の新規労働力が供給される。しかし、この期間に都市部で提供される就労機会は4000万人分であり、1000万人の余剰労働力が新たに発生すると見られている。

WTO加盟による市場開放によって、外資系企業も厳しい競争を強いられているが、国営企業はさらに苦しい立場に追い込まれている。これまで独占状態に浴していた銀行、通信、石油化学などの大型国有企業では、これから大量のリストラが開始される。そこでは1400万人近い新たなリストラ失業者が生まれるとの予測もある。

第2は、労働力の需給構造上の問題である。労働力需要が急速に高まっている地域での労働力不足は、さらに深刻化する。また、伝統的な業種ではレイオフ失業者が増加す

る。一方で、新たな産業では逆に必要とする人材（主に技術者）が足りずに供給不足が起こる。20代の若い優秀な人材をめぐる争奪戦が激化し、その一方で、若い女性の工場作業者の需給のアンバランスが生じる。このように、必要とされる人材と供給される人材のミスマッチによって、今まで以上に就労問題が深刻化するといわれている。

2002年から05年にかけて全国規模でリストラ失業者の再就労対策会議を開催しており、2005年の「就労・再就労工作のさらなる強化に関する通知」においては、労働力過剰の状況は相当期間続き、個人や私営部門の経済発展、国の支援による第三次産業、大型サービスの発展などの就業機会の創出が不可欠と指摘されている。

7 社会の利害調整メカニズム

1979年以降の30年近い改革は経済主導であったために、社会で発生する不調和への対応は後回しとなってしまった。たとえば、改革開放前であれば、住居は国や国有の機関が所有し、人々が住居の広さ、質、管理などで差別を感じることはなかった。しかし、今では、住宅の私有化が進んだことで住宅の価値をめぐる争いが起こり、金儲けのための詐欺まがいの犯罪行為も発生している。

この例にかぎらず、改革開放は、社会に新たな経済的不調和を生み出してきた。このような矛盾が、ある大衆の集団の利益と関係するようになると、それは社会の安定に対する大きな脅威になる。頻発している集団的なデモなどの事件は、かつて農民や失業者が中心であったが、最近では、復員転業軍人、個人事業主、立ち退き住民などに範囲が拡大し、

計画的、組織的なものになりつつある。

和諧社会に向けて、社会の利害調整を機能させるためには、まず、要求を表明する円滑なコミュニケーションルートがあるかどうか重要である。つまり、さまざまな集団の要求を政策決定プロセスに吸い上げ、それらを政策決定者が参考にできる仕組みをつくる必要がある。

2006年10月に開催された中国共産党の第16期6中全会では、「指導者の幹部が大衆に接し、逆に、大衆が政府に接する仕組み（公聴会制度、情報公開制度など）をつくること、苦情処理をめぐるデータベースを整備し、責任者を明確化すること」の重要性が指摘されている。

また、健全な利害調整メカニズムを機能させるには、当然ながら、徴税を正しく機能させること（脱税者への取り締まり強化と厳罰化）、汚職や腐敗を徹底的に監視することが必要である。加えて、最低賃金保障制度の整備などを通じて、労働者への利益分配の適正化を図る必要もある。

8 社会治安の高度化と維持のための仕組み

中国政府の公表値によれば、1993年に約1万件（参加者数73万人）であった集団的暴動事件は、2003年には6万件（同307万人）に急増している。また、刑事犯罪も多発している。2006年の1年間で公安機関が立件した刑事犯罪は465万件、このうち、放火、殺人などの凶悪犯罪は53万件となっている。経済犯罪についても、いわゆる「ねずみ講」が蔓延し、株式の不正取引も横行している。都市内の放浪者が群れをなして賭博、麻薬、売春

などの闇ビジネスを展開している。

こうした治安の悪化には、従来型の治安管理の仕組みが崩壊してしまっていることが関係している。かつての国有企業時代は「単位」と呼ばれる職場が人々の生活の隅々までを支えると同時に監視をしてきた。ところが、国有企業改革とともにこのメカニズムは消滅し、新たに携帯電話や電子メールのような、有害情報が瞬時に拡散するインフラも現れ、社会の治安を維持する仕組みが逆に崩れてしまっている。

最も重要なことは、治安警察の組織強化である。現状は、派出業務を主とする末端の人民警察が、治安の維持から事件解決に向けた捜査、逮捕までを担っている。また、これらの末端組織の負担が大きくなる一方で、上部組織は現状把握を怠り、責任の所在もあいまいな状態となっている。

今後、行政上位監督者に対して治安活動の業績評価制度を導入すると同時に、派出レベルの治安組織は日常の治安管理や防犯活動に重点を置き、事件捜査は専門の訓練を受けた上部の治安警察組織が行うような組織の再設計が必要となっている。

9 行政のサービス化と民間非営利組織の育成

第16期6中全会では、社会組織の健全な発展における、業界団体、学会、商業組合、ボランティア団体などの民間の非営利組織の重要性を指摘している。民意の反映が基本となる和諧社会においては、命令型（無限政府）ではなくサービス型（有限政府）の行政が望ましい。その転換を実現するうえで、行政の社会管理機能を代替する民間の非営利組織の

効能が指摘されているのである。

こうした社会組織では、社会で起こる事象を政府に陳情したり、政策の反動を和らげる対策を講じたりするなど、政府と企業、個人とを結ぶ架け橋の役割を果たすことができる。また、業界団体のような民間の非営利組織には、政策の浸透を図るための伝達機能がある、あるいは業界などの集団内での利益調整を（政府に頼らずに）解決する能力もある。

ところが、現在の中国の非営利組織は、数そのものが少なく、内部管理体制が未整備で、法的な根拠も不明確である（政府が法に基づく以上の過剰な管理、介入を行う）。そのため社会からの信頼が厚いとはいえ、いくなれば発展の初期段階にある。

非営利組織を健全に育成するには、まず、政府は法的な枠組みを重んじた管理に徹し、過剰な干渉をせず、政府が持つ権限を委譲し、当該組織の発展空間を提供する必要がある。その一方で、非営利組織側は自主管理の能力を高め、所属する業界・組織の利益を政府に対して表明し（政治参加）、同時に政府の執行を監督する機能を持つべきである。

10 社会コミュニティの建設と 民衆管理

前述のように、中国には都市居住地ごとに地域コミュニティに相当する「社区」と呼ばれる行政組織があり、農村には「村民委員会」と呼ばれる同様の組織がある（図4）。これらの組織は住民の自治機能を担い、同時に冠婚葬祭、高齢者・障害者介護、戦没者遺族や傷痍軍人への保障などの福利サービスを提供している。2005年末で社区は8万、村民

委員会は65万8000カ所存在している。

和諧社会建設における住民生活の質の向上に際して、社区や村民委員会の果たすべき役割は重要であり、2000年に民生部が出した「全国における都市社区建設の推進に関する民生部の意見」には、「社区は、政治、経済、文化、環境の調和、健康増進を促進し、社区構成員の生活水準を絶え間なく向上させる仕組みとして機能させるべきである」と記述されている。

(1) 民主的な自治機能

社区や村民委員会では、地域コミュニティの建設において、住民の参加を促すために直接選挙制度が導入されている。住民の生活に密接するサービスの向上には、住民による監視や行政の情報開示が必要であり、たとえば、新たな公共施設の建設といったコミュニティ内の重大な政策決定に当たっては、会議制度を通じて住民の意見を吸い上げる仕組みができあがっている。さらには公共サービスに対する住民による評価制度を導入するなど、自治機能の向上が継続的に図られようとしている。

(2) 地域管理組織としての活用

社区や村民委員会は行政上の組織であり、同時に共産党の指導下にも位置づけられている。かつての国有企業時代は「単位」が担っていた地域社会の自治管理や利害調整に、社区や村民委員会組織をもっと活用しようとする動きがある。たとえば、再開発における住民の権益保護や不動産の管理などの地域内の細かな利害調整には、社区や村民委員会の機能を引き上げ、従来以上に積極的に対応する

図4 北京市内のある社区の事例



ことが検討されている。

また、社区の共同警護団、不動産保安組織などは地域住民の治安維持の根幹を担っており、これらの組織の連携を強め、社会治安統治の総合的な責任者を設置するなど、コミュニティレベルでの治安組織の強化が検討されている。

(3) 住民サービス機能の向上

社区や村民委員会は地域住民へのさまざまな福利厚生サービスを提供している。これらの社区サービスには324万人が従事しており、このうちの121万人はレイオフされた失業者が雇用されている。社区にはそれぞれ失業者の再就労サービス施設が設置されており、就労支援という大きな役割を担っている。

このほかにも、個人や小企業が新しい事業を立ち上げるときの支援、ボランティアサービスの斡旋など、住民の生活全般へのサービス機能を有している。政府は、生活の質の向上を図るには社区や村民委員会の役割はきわめて重要と認識しており、今後は、これらの

組織自身が必要とするサービスを提供できる企業の株式を取得するなど、サービスのレベルアップのために収益事業への進出も許容していく方針である。

11 社会主義和諧文化の建設

改革開放から30年が経過し、市場経済が社会の隅々に定着するにつれて、新たな社会主義の価値体系の再構築も必要となっている。たとえば、2004年の憲法修正、および2007年3月の全人代で可決された物権法（2007年10月より施行）によって、私有財産の保護が認められるようになった。2000年に、当時の江沢民政権が「三つの代表」を党の規約とし、共産党は中国の最も広範な人民の根本利益を代表する、すなわち従来の党員以外の民間企業家の入党を認める方針を打ち出した。これも、社会主義という表向きのイデオロギーは変えずに、市場経済へのさらなる対応を進めるものであった。

表面的には社会主義を標榜し、その実は市場経済を進めるという方針に対して、その延

長線上で政治の民主化、すなわち共産党の一元独裁を前提としたマルクス・レーニン主義に対する修正を求める勢力が力をつけてきている。しかし、現時点において胡錦涛政権は、市場経済と社会主義とは共通の価値観の上存在するとの立場を崩していない。

また、2004年から共産党中央は、マルクス主義を現代精神に適合させるという理論研究を開始し、2007年に入ると、胡錦涛政権を支える学者チームに「マルクス主義が示す正義、公平、平等という根本的な価値体系は、和諧社会建設そのものである」という政治理論の検討を指示している。

中国共産党にとってマルクス主義は「看板」である。江沢民前政権も、「三つの代表」ではマルクス主義との関連を検討したが、この問題に立ち入ることで共産党の支持に混乱が生じることに相当な危惧があったといわれている。同様に、現政権がマルクス主義という「看板」を付け替えることは考えにくい。

このように民主化をめぐる政治論争が過激になることを抑える一方で、市場経済の負の側面、すなわち、拝金主義の蔓延、汚職、投機、(農民工からの)搾取など、道徳規範の欠如とも思われる現象が起きており、胡錦涛政権はこれらの問題が社会の不安定を引き起こすとして危惧している。

2006年の全国政治協商会議において胡錦涛国家主席は、「八榮八恥」すなわち、

- 祖国を愛することを以て誉れとし、祖国に損害を与えることを以て恥とする
- 人民へのサービスを以て誉れとし、人民への離反を以て恥とする
- 科学的に学ぶことを以て誉れとし、無知

蒙昧であることを以て恥とする

- 労働に励むことを以て誉れとし、安楽を好むことを以て恥とする
- 団結互助を以て誉れとし、他人を傷つけ己を利することを以て恥とする
- 誠実で約束を守ることを以て誉れとし、利に目がくらんで同義を忘れることを以て恥とする
- 規律を守り、法を遵守することを以て誉れとし、法に違反し、規律を乱すことを以て恥とする
- 刻苦奮闘を誉れとし、贅沢で自堕落な暮らしを以て恥とする

——という8項目を提起し、公共道徳、職業道徳、家庭内道徳に関する指導の強化を号令した。また、新聞、ラジオ、テレビ、映画、文芸学術などの分野への監督や統制が強まってきている。特にインターネットについては、さらに管理を強化する動きがあり、各地方政府傘下にネットワークセキュリティの保安会社を設立し、そこを通じてインターネット上の非合法活動などを厳しく取り締まろうとしている。

新しい時代の価値観の形成にはしばらく時間がかかる。その意味で、民主化をめぐる動きは価値観の混乱が起きぬように漸進的アプローチで進められる。まずは、腐敗や汚職には厳罰をもって臨み、職業道徳を確立することが急がれるとともに、全国の社区や村民委員会を活用した大衆への道徳教育が強化されるであろう。

しかし、この2、3年の変化は大変に激しい。たとえば、すでに1億人を越えたといわれる「新中間階層」(非共産党員で、都市部に居住する裕福な知識階層)をどう把握して

いくか、共産党中央は悩んでいる。時代の変化のスピードが速すぎるだけに、新しい価値観と共産党政権とをどう関係づけるかも難しい課題である。

Ⅲ 和諧社会の土台となる 法治国家の建設

13ページの図2に示した和諧社会建設の12の基本項目には、⑤「法制度の整備と法治国家建設」という項目が含まれている。

法治国家の建設は他の11の基本項目の土台となる。すなわち、公平正義を実現し、社会建設に当たり各種の紛争を解決する必須の項目であるため、本稿では、特筆して取り上げることとする。

1 法治国家をめぐるこれまでの動き

中華人民共和国憲法の第5条では「『依法治国』(法に基づく国家統治)を実行し、社会主義法治国家を建設」と規定している。しかし、法治国家を目指すという方針は固まっていながら、その実態は、実現にはほど遠い状況にある。

また、法治国家の前に社会主義という修飾語が置かれていることは、中国を目指す法治には、旧西側諸国の世界にはない困難が伴うことを示している。社会主義と法治が両立するかどうかは今のところ答えがなく、先例もないためさまざまな意見が常に噴出し、その結果、方針や計画の具体化が滞ってしまう傾向がある。

ところで、中国の法制度は歴史が浅い。1949年の中華人民共和国建国時に、前の国民党政府時代の法体系を廃止したものの、その

後の空白期間があり、憲法制定がなされたのは1954年になってからであった。毛沢東に代表される共産党第一世代の指導者は、武装闘争を経て政権を奪取しているため、法律による国家統治という概念を軽視する傾向があった。また、そもそも革命家は既成の法律を破るなかから生まれているわけで、新中国になってからも指導者は法制建設に大きな関心を払わなかった。

1954年にはこの法制度があったものの、57年から始まった反右派闘争や66年からの文化大革命では、法的な根拠、手続きが存在しないなかで大量の幹部を含む国民が迫害を受け、こうした過程で、法制度は跡形もなく消え去ってしまった。

その後、1976年の文化大革命の終結から2年後の78年に、鄧小平は人民民主のための法制建設の必要性を説き、「制度や法律は、指導者が交代しても変わるものであってはならない。指導者の考え方の変化によって変わるものであってはならない」という方針を明確に打ち出した。中国の法制度の整備は、このように中華人民共和国の建国からおよそ30年を経て、ようやく着手されたのである。

こうして1982年に制定されたのが現在の憲法で、したがって、中国の近代の法制度は、憲法が制定されてからまだ25年しか経ておらず、法治国家という点では全くの発展途上の段階にある。

さて、1980年代以降の改革開放によるすさまじい社会、経済の変化に対応するために、現憲法は88年、93年、99年、2004年に「社会主義市場経済の実行」や「私有財産所有権の保証」などの修正が行われてきた。この憲法のもとで、合弁企業法、会社法、担保法、手

形小切手法、破産法、知的財産権保護法など企業活動に必要な制度や、労働法、安全生産法、質量監督法（品質管理法）、税法、環境法などの市場経済の管理に必要な制度が整備されてきた。

また、この憲法により、県レベル以下の全人代の代議員を直接選挙により選出できるようになった。1998年の「村民委員会組織法」の制定によって、中国の政治史上初めて直接選挙が実際に行われる法的な根拠が整った。選挙といっても党が指名する候補人のなかからの選出であるが、最近では候補人の一部は自由立候補が認められるなど、遅々としてではあるものの、政治の民主化も、現行の法制度のもとで動き出しつつある。

中国の法制度の整備は、何かの目指すべき目標（ゴール）を初めに描いて、その達成に向けてまい進するというよりも、鄧小平が「石を探りながら河を渡る」（「石橋を叩いて渡る」の意）と表現したように、社会や経済の変化を見ながら、機が熟したときに応急措置を講ずることを繰り返してきた。また、1982年からの25年は「法制虚無」（依るべき法が存在しない）という状態からの脱出にまずは全力を傾けてきた。

その結果、基本的な法制度は整いつつあり、むしろこれからは、「有法不依」（法があっても従わない）といった問題への対応、すなわち法制度の執行や司法制度の確立といった問題に重点が移ってきている。

2 行政の権限と監督の仕組み

中華人民共和国の建国以来、毛沢東への個人崇拜（個人独裁）、計画経済に起因する高度な集権的中央政府の形成を背景に、政府

は、「人民を主とする政府」というよりは「人民のために主となる政府」としての強権的性格を帯びてしまっている。

民主的な制度のもとでの市場経済社会においては、政府はすべての権限を持った万能な政府ではなく、「有限的な政府」になるべきであるし、党政不分離の政府は「党政分離の政府」となるべきである。また、命令強制型の政府は「サービス提供型の政府」に転換する必要がある。計画経済下では、社会経済のあらゆる資源調達と分配を政府が行うために、政府は絶対的な権威、権力を持つ必要があったが、市場経済下では、むしろ市場原理を機能させるために、政府の権力は制限される必要がある。

現憲法下では、全人代が政府（國務院）、裁判所（法院）、検察院の「一府兩院」を監督する立場にある。しかしながら、全人代はかつて、政府案を承認するだけの象徴的な機関であるという意味で「ゴム印」と呼ばれたことがあり、本来の役割を果たしているとはいえない。

現在の全人代の代議員数は2900人に及ぶが、そのほとんどは毎年1回、2週間の大会のときだけに参加し、それ以外の時間は別の職業を持っている。また、中枢的な立場にある約200人の全人代常務委員のうち、常勤の委員は30人にしかすぎない。これでは、「一府兩院」の監督は無理である。

地方政府レベルの全人代では、たとえば、1989年に湖南省での国有企業整理における利益供与問題において、省政府案が全人代で却下され、省政府責任者が罷免されるという事案（全人代で政府案が罷免された初の事例）があった。2001年には、瀋陽市の中級裁判所

の業務報告が否決され、裁判所長が罷免される事案（裁判所の業務監督に対する初めての否決）もあった。しかし、これらの例はあくまでごく少数である。

また、1989年の行政訴訟法の施行の後、1990年代から2000年代にかけて、国家賠償法、治安管理处罰法、行政監察法、行政再審議法、行政許可法など、行政機関が依拠すべき法律が相次いで制定されている。だが、これらの行政の監督にかかわる法とその運用は、まだ緒についたばかりである。

法治国家とは、「政府は限界を持つ」ということでもある。政府が自らの機能を命令型からサービス型に切り替え、その政府への社会の牽制機能が適切に働くようになるまでには、まだ相当な時間を要するであろう。

3 司法制度の確立に向けた動き

司法制度の確立に向けての課題も多い。以下はその代表例である。これから述べる「(2) 裁判手法の改革」「(3) 国家権力からの独立性の担保」「(4) 共産党の法的地位」に示すように、司法には、裁判所の組織の面で、あるいは国家権力や党からの独立性といった面で、解決が容易ではない問題が含まれている。そのため、ここでも相当な時間を要することが想定される。

(1) 法律専門家の不足

1980年代に新しい法体系が確立されてからまず直面した課題は、裁判官や検察官の資質や専門水準の低さという問題であった。法学部出身者や法律の専門家の多くが文化大革命当時に排斥されており、裁判官と検察官の相当数は、法律への知識というよりも、政治的

な信用力のある政府の職員や復員軍人が担う結果となった。

1990年代に入ると、さすがに法律の詳しい知識を持つ専門家の育成が叫ばれるようになったが、実際に、裁判官や検察官の任用資格が法律で規定されたのは2002年の改定「法官法」が施行されてからである。

(2) 裁判手法の改革

裁判手法にも課題が残されている。現状では、裁判所において審理と判決を行う裁判官とは別に、その裁判官を監督する立場にある裁判所の党指導者が存在しており、実質的には裁判の内容について党指導者が介入することが可能となっている。法廷における審理機能を強化するためには、当然ながら裁判官と党指導者という二元体制を改革する必要がある。2004年に制定された「2004年至2008年改革綱要」では、裁判手法や裁判組織についての改革というくんだり、審理と判決の有機的な統一の実現が明記されている。

(3) 国家権力からの独立性の担保

現行法制において、裁判所は権力機構としての全人代や党と対等な地位とは実質的になっておらず、それらの派生的な位置づけとなっている。憲法第126条において、裁判所は行政、団体、個人からの干渉を排除するとされているが、国家の権力機構からの干渉は排除されていない。つまり、現在の中国の司法は全人代の指導を受ける立場にあり、このため、国家権力は往々にして判決に対して実質的な介入を行っている。

たとえば、地方においてその経済に影響を及ぼす事件が発生した場合、地方の利益に有

利な判決が出るように、地方行政のトップが裁判所に圧力をかけることが発生している。

(4) 共産党の法的地位

司法の独立性の前に、党が法に勝るのか、法が党に勝るのかという問題が存在している。前述の憲法第5条では、「すべての国家机关、武力機構、各政党は憲法と法律を遵守し、いかなる組織や個人も憲法や法律を超越する特権は持てない」と書かれており、同じく憲法において国家権力を握る執権党と認められている共産党であっても、司法のもとには従わなければならないのは明らかである。

しかし、長年にわたり、裁判所は政府の一部門として認識されているため、執権党の立場にある共産党が、自らの指導下にある政府と同様に、裁判所が下す判決に介入することが発生している。すなわち、法治国家を完全なものとするには、執権党に対する何らかの法的な制約メカニズムを構築する必要がある。

4 法治意識の確立の必要性

法治国家建設に際しては、司法が制度的に確立されることに加えて、法治の意識、概念が社会に確立されていくことも重要な問題である。

(1) 改革開放と法の権威との関連

そもそもあらゆる改革は、既存の制度を打破するという性質を持っている。1979年からの市場経済化を目指した改革開放も同様である。

たとえば、憲法改定前で「いかなる組織や個人も土地を売買、賃貸などの手段で譲渡してはならない」と規定されていたときにも、

深圳市政府は中央政府の同意を得て、土地の有償譲渡を実験的に行っていた。政府公認によるこうした憲法違反は、「良性違憲」という論争を呼び起こしたが、いずれにしても、改革のためであれば違反もやむをえないという状況は、法の権威を損ない、誰もが正当な理由さえあれば法律をかいくぐってもかまわないとされる問題を招いている。

(2) 政府の集権的独裁の実態

2004年に江蘇省で起こった鉄本事件では、本来、中央政府の審査批准が必要な100億元の鉄鋼所建設プロジェクトを、7つの小型プロジェクトに細分化することで地方政府に認可させ、建設予定地の農民に強制立ち退きを強要して大問題となった。このように、政策の実現のためであれば政府は法律の影響や制約も無視してしまうという横暴な面も、現実に残されている。

このほかにも、政府の権力者が金銭のために汚職を働く、政府の当局者が企業活動に介入して経済的な利益を得るなど、これらのいずれもが政府の強すぎる権限に起因しており、それが社会全体の法治意識を妨げている。

5 司法判決の執行の難しさ

法制度が確立され、正しい裁判が行われたとしても、その司法判決の執行の段階でさらに多くの問題が存在している。

(1) あいまいな結審制度と「信訪制度」

中国の訴訟制度は原則的に二審制であるが、二審の判決に不服であれば、上級裁判所に「再審請求」ができる。実際に再審手続きに入る訴訟はきわめて限られているものの、

再審という言葉があるがゆえに、当事者が裁判所の判定に不服なときにはそれになかなか従おうとしない、あるいは執行に従わないという状況が起こる。

また、中国独特の「信訪制度」（いわゆる直訴）によって、判定を覆すように中央政府に圧力をかけるということも起こる。仮に、信訪制度の提出資料に全人代の代議員や党の指導者が「書き込み」をすれば、それは判定結果に対して大きな影響をもたらすことになる。このように再審と信訪制度は、司法判決の執行における障害となってしまっている。

（２）判決執行を支える風土や仕組みの欠如

敗訴した当事者は、あの手この手を使って裁判所に支払い能力に対する虚偽報告を行い、また、あるときには金融機関も巻き込んで結果的に資産隠しが奏功してしまうことがありうる。このような確信犯に対して裁判所、あるいは勝訴した側はなすすべがない。しかも現在の法律では、法廷侮辱罪や判決義務履行拒否に対する制裁措置も存在しないため、履行を拒否しても追加の罰則が発生することがない。

さらに、本来、判決執行に協力する立場にある公安機関は、裁判所の下部機関ではないために裁判所からの命令を発することができず、相互の協力、連携が図れない。裁判所の判決が地方政府の利益を脅かすような場合には、その政府の指示で、公安機関が判決執行に故意に非協力的となることもある。

裁判所は自らが執行するための組織（司法警察隊）を有しているが、それを指揮する裁判官はそもそも強制執行のプロフェッショナルではなく、また、管轄地以外で執行をせざ

るをえない場合、裁判官自らが赴いて執行することには大きな困難を伴う。

（３）法治国家建設の道のり

13億の人口を抱え、都市と農村での著しい経済の不均衡があり、さらに将来の経済社会の目指す方向が不透明である中国においては、旧ソビエト連邦が行ったようなショック療法的なアプローチは採用できない。漸進的なアプローチによって、新しい制度への国民の適応力を徐々に高め、社会の変化に合わせて手探りで修正を行うことが必要である。

かつて、内国民と外国人の使用通貨を区別した二重貨幣制、あるいは国内外企業の企業所得税の基準を二重化する制度など、過渡期において中国は、新旧両制度を並存させることでスムーズな体制移行を図ってきている。法治国家建設においてもこの原則は変わらない。

中国が法治国家建設を目指すという大方針は、憲法ですでに明記され明確化されているため、そこでの揺らぎはない。しかし、その実現に向けた問題の多さは尋常ではない。この25年で法制度が整備されてきたが、それが社会に浸透し、運用が定着するには、この先さらに数十年という時間を要するであろう。

IV 和諧社会建設と企業の対応

以上が、現政権が社会主義和諧社会建設の基本戦略として構想する内容の概要である。

中国は、社会主義和諧社会の名のもとで、経済建設優先（社会に生じる不調和よりも経済成長をまずは優先する）から社会建設優先（経済成長よりも社会に起こるさまざまな問

題に優先して対処する)に方針を変更した。

しかし、そのアプローチは漸進的なものであり、政治的、社会的な情勢を判断しながら施策が講じられることになる。漸進的アプローチではなく、ロシアや東欧のような一気に体制を改革するようなアプローチも必要ではないかとの指摘もあるが、中国の知識層の主流派には「漸進的であること」でコンセンサスができあがっている。

過去の文化大革命などの政治動乱を経験している中国では、ドラスチックな政策変更へのトラウマがある。「大胆な目標を設定してそれをめがけて走る」よりも「確実な次のステップ」が重視される。資本主義の概念そのものである「三つの代表(私営企業家の入党を認める)」や「物権法(私有財産の保護)」も10年以上の議論を経て慎重に導入された。今の中国では漸進的なアプローチしか取りようがなく、その先、長期的に中国がどこに向かうのかは誰にも予測はつかない。

一方、これだけ情報化が進み、市場経済化が浸透している中国において、共産党中央の発する政策がどこまで徹底できるかという懸念もある。

胡錦濤政権はこの1年で地方の人事の刷新を行い、和諧社会に対する共産党内の路線統一、体制の引き締めを進めてきた。ただし、さらに経済の自由化が進むなかで、政治が中央集権的な体制を維持するということは容易ではない。本稿で掲げた基本項目(13ページの図2)で着実な成果を生み出せなければ政権への求心力が低下する可能性もある。2007年秋の党大会を経て成立する胡錦濤第二期政権は、発足以降、和諧社会実現に向けた新制度を次々に打ち出していくであろうが、それ

らについて、動きをきめ細かく注視する必要がある。

最後に、以上の動きが企業活動にどのような影響を及ぼすかを述べておきたい。

まず、労働者の権益保護があらゆる面で強化されることに注意したい。前述の労働契約法(2008年1月施行)のもとで労働者権益の保護の動きが本格的に強まるであろう。

2005年に労働保護監察条例が施行された際、大連の日系企業でストライキが頻発した。企業側がしっかりと労務対策を講じなければ同様の問題が噴出する可能性がある。現地の統括会社に労務の専門部署を設置するなど、現場での場当たりの対応ではなく、専門家による本格的な労務対策を確立する必要があるだろう。

また、和諧社会建設における重点政策である環境保護や省エネルギー政策が、これから本格的に開始される。環境対応にかかわる新たな投資に対しては、税控除を適用するなどの優遇措置が打ち出されるであろう。これまではコスト増になることから環境技術の導入に消極的であった中国企業が、高価であっても必要不可欠な環境対応設備の購入に動き出せば、この分野で強みのある日系企業にとっては、新たな事業機会となるであろう。

一方、和諧社会建設に向け、国家資金の流れが大きく変わるであろう。西部や東北部への投資の加速、都市内でのセーフティネットや福利厚生サービス対策、環境対策への予算配分増など、中国内での国家予算の流れに大きな変化が生まれるであろう。

その結果として、都市の低所得者や農村住民の所得向上による市場拡大、あるいは環境対策に対応した新市場の創出など、企業にと

っては新たな事業機会が広がることが考えられる。

和諧社会建設が中国の経済発展に与える影響は、社会保障などの負担増のマイナス効果がある反面、所得効果や新需要の創出のプラス効果もあり、結果的には中立的であると思われる。

日本から見る中国は、きわめて規模が大きく、変化のスピードが速く、資本主義国家ではないという3つの特殊性を持つ。

規模が大きいことが圧力をもたらし、スピードの速さは形式がいつも後追いになるという矛盾を生み、政治経済体制の異質性は不可解さを醸し出す。それゆえに、中国の将来に

ついては高い関心が寄せられ、さまざまな悲観論も飛び交う。

しかし、中国共産党を頂点とした国の管理能力はきわめて高い。課題は多いが、これらは管理された体制のもとで漸進的アプローチにより、時間をかけて調整されていく。筆者は、中国の将来に対して、過度な楽観は禁物であるが、悲観するには当たらないと考えている。

著者

此本臣吾（このもとしんご）

執行役員コンサルティング事業本部副本部長

専門は機械・自動車、電機などの事業戦略、中国・アジアの事業戦略と産業政策立案